

令和6年度

# 仕 様 書

委託業務名：R 6 営繕 阿南支援学校他 阿南・上大野他 トイレ改修設計業務

徳島県県土整備部営繕課

# 仕様書

## 1 設計内容

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成20年3月31日国営整第176号 最終改正令和3年3月25日国営整第210号）による。

- (1) 設計は、次表のうち、○印を付したのものに関する業務を行うものとする。

業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第二号イに掲げるもの及び5(2)に示す成果品の作成にかかるものとする。ただし、「建築確認申請」を「計画通知」と読み替えるものとし、計画通知が不要な場合は、それに関する業務を除くものとする。

○	建築設計		敷地造成設計
	建築構造設計		屋外附帯設計
○	電気設備設計	○	積算
○	機械設備設計		

- (2) 目標とする工事額（直接工事費）

・阿南支援学校：97,000千円 ・阿南支援学校ひわさ分校：21,000千円

- (3) 工事施工予定期間

監督員との協議による。

- (4) 設計書は次の工事別に作成する。

・R8営繕 阿南支援学校 阿南・上大野 トイレ改修工事（建築、電気、管、空調）

・R8営繕 阿南支援学校ひわさ分校 美波・北河内 トイレ改修工事（建築、電気、管、空調）

※設計書の分割方法（一括発注、分離発注等）は監督員の指示による。

## 2 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者は次のとおりとする。

業務着手前にあらかじめ業務計画書及びスケジュール管理表（以下「管理表」という。）を作成し、監督員へ提出しなければならない。

なお、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上、都度監督員に変更業務計画書及び管理表を提出しなければならない。

- (1) 管理技術者（1名以上）

管理技術者は、一級建築士の資格を有し、かつ対象業務全般について掌握し、設計業務について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

- (2) 主任担当技術者（建築担当技術者、設備担当技術者 各1名以上）

主任担当技術者は、その業務内容を十分に理解し、設計業務に精通すると共に、設計業務について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後5年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。

### 3 設計の進め方

- (1) 監督員の指示に基づき、基本計画を反映させたプランを作成し承認したうえで、原則として履行期間の1/3以内の日までに中間報告会を実施し、その結果により具体的設計に着手しなければならない。  
なお、基本計画には、原則として、次の内容を盛り込むものとし、記載方法や資料の内容については、事前の監督員との協議（指示）によること。
  - (ア) 条件整理
    - ・ 法令・既存施設に関する諸条件の整理、施設管理者の要望の整理及び現地調査結果の報告
  - (イ) 全体計画案の作成 ※平面図等に計画案を具体的に記載すること
    - ・ 新築の場合：施設ボリュームの比較検討、全体配置計画の比較検討
    - ・ 改修の場合：条件整理を踏まえた改修内容の検討
  - (ウ) 工事計画案の作成
    - ・ 工程・工期、仮設計画の検討
  - (エ) 施設計画案の作成 ※トイレ等レイアウト変更を伴う場合
    - ・ 建築、構造、設備計画の多角検討のうえ、ラフプランの作成
  - (オ) 工事概算金額の提示 ※必要な場合
  - (カ) 設備仕様案の作成 ※必要な場合
- (2) 設計業務等の実施に当たり、現地踏査、文献等の資料収集、施設管理者への聞き取り調査を実施し、設計等に必要な現地の状況を把握し、その結果の取りまとめを行わなければならない。
- (3) 建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律等並びにこれに基づく命令及び条例の規定等を遵守するほか、県の定める工事標準仕様書、各種設計基準及び標準図等に基づいて設計を進めなければならない。
- (4) 工事実施時に支障となることがないように、県、官公署及びその他関係機関等との打ち合わせを緊密に行い、結果について書面に記録し、監督員へ報告するとともに、その内容について相互に確認した上、文書で保存しておかななければならない。  
(例：建築主事、消防署、上水・下水管理者、電力・電話・ガス会社等)
- (5) 目標とする工事額は、経費を除いた直接工事費の額とし、建築工事及び設備工事の合計額が、この範囲内に納まるよう設計を進めなければならない。
- (6) 業務の進捗状況を管理表により管理し、監督員へ報告すること。
- (7) 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務の方針、進捗状況等を監督員へ書面にて報告し、その内容について相互に確認しなければならない。  
また、関係者との打ち合わせ事項等については、議事録を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (8) 建築及び設備の設計工程を明確にし、設計作業が円滑に進むよう各設計担当者相互の連絡を密に取らなければならない。
- (9) 管理表に修正がある場合は、監督員へ書面にて報告し、指示に従わなければならない。
- (10) この要領に明記されていない事項があるときは、監督員と協議して定めること。

### 4 設計図書の作成

- (1) 設計図書の用紙の大きさ、書式、構成及び編集方法等は、監督員の指示によること。
- (2) 設計図書には、全て氏名及び建築士登録番号を記入すること。
- (3) 積算書、構造計算書等の書式は独自のものを使用してよい。（ただし、A4版ファイルを原則とする。）

### 5 提出する設計図書等

- (1) 設計が完了したときは、設計図書（図面及び設計書並びに構造、負荷及び流量計算書等）の焼図及び数量計算書等を監督員に提出し審査を受けること。また、訂正の指示があった場合は、訂正を行った後、設計図書の原図を引き渡すこと。

## (2) 成果品

次表のうち、○印を付したものを、指定部数提出する。

	種 類	数 量 等	備 考
○	設計図書（二つ折製本）	上記図面の製本 （工事別各3部）	製本の大きさは、監督員の指示によること。
○	設計図書（電子データ）	次に掲げる設計図書一覧表1～3のうち、○印を付したものの図面一式をCD-RまたはDVD±Rに保存（正・副1部）	図面サイズは、監督員の指示によること。（注1）
○	設計書	RIBC内訳書データ 白焼き1部	内訳書データは、設計図書（電子データ）と同じ電子媒体に保管しても良い。
○	数量計算書	原稿一式	数量調書、単価調書及び見積書等
○	設計計算書	PDFデータ 白焼き1部	（注2） PDFデータは、設計図書（電子データ）と同じ電子媒体に保管しても良い。
○	・リサイクル計画書（積算段階） ・資材使用調書 ・構造計算チェックリスト ・ユニバーサルデザインに関するチェックリスト ・石綿含有調査に係る報告書及び石綿含有書面調査結果整理票	白焼き1部又は電子データ	電子データによる場合は、設計図書（電子データ）と同じ電子媒体に保管しても良い。
	計画通知書他	必要部数	・通知書及び関係図書 ・手続業務を含む。 ・構造計算適合性判定及び建築物の建築物エネルギー消費性能適合判定が必要な場合は、手数料を含む。
	消防法による届出書	必要部数	・使用開始届及び関係図書 ・手続業務を含む。
	都市計画法適合証明	必要部数	手続業務及び手数料を含む。
	省エネ措置の届出等（注3）	必要部数	届出等業務を含む。
	シーリング材種判定及びPCB含有分析の要否判定報告書	1部	
	外壁仕上げ材アスベスト含有分析調査報告書	3部	調査箇所数（ ） 分析方法はJIS A 1481-1による。
○	その他監督員の指示するもの		

（注1） 図面データのファイル名は、日本語とする。

CD-R等電子媒体に、PDFデータ、CADデータのファイル形式がSFC形式のファイルのもの（県の標準CADソフトであるJw\_cadで開いた際に文字化け等の不具合が発生しないことを確認すること。）及びCADデータのファイル形式が、使用したCADのオリジナルのファイル形式のもの（ただし、jww・dxf・dwg形式に限る。）を保管するものとし、それぞれをフォルダを別にして、整理して保管すること。

図面の表題欄の寸法及び様式は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築事業設計業務編】」の付属資料3による。

CD-R（DVD±R）への書き込み後の電子成果物について、最新のウイルス定義データを用いてウイルスチェックを行い、コンピュータウイルス等が無く、安全であることを確認すること。

電子媒体を収納するケースの背表紙には、「委託業務名」、「作成年月」を横書きで明記すること。な

お、業務名が長く書ききれない場合は、先頭から書けるところまで記入すること。

電子媒体への記載項目は、原則直接印刷とし、表面に損傷を与えないよう注意すること。

その他の事項については、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築事業設計業務編】」の6. 3 電子媒体記載事項による。

(注2) 設計計算書のうち構造計算書については、国土交通大臣認定プログラムにより計算を行うこと。

設計対象建築物を計算可能な認定プログラムが存在しない等の理由で、監督員の承諾を得た場合には、認定プログラム以外での計算を認めるが、額の変更対象としない。

(注3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第20条第2項に規定する建築物の建築に関する通知及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務

(3) 成果品の取り扱いについて

提出された設計図書（電子データ）については、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

<設計図書一覧表1>

	種 類	備 考		種 類	備 考
	A 共通設計図			B 敷地造成設計図	
○	1 表紙			1 敷地測量図	
○	2 図面目録			2 敷地平面図	
○	3 営繕工事共通仕様書	※		3 縦横断面図	
○	4 特記仕様書	※		4 擁壁詳細図	
○	5 配置図、附近見取図				
○	6 支障物件確認図				
	7 面積表、面積計算書				
○	8 概略工事工程表				

※Excel形式又は営繕課指定の様式にて作成する。

<設計図書一覧表2>

	種 類	備 考		種 類	備 考
	C 建築設計図			D 電気設備設計図	
○	1 内外仕上表			1 変電設備機器配置図	
○	2 各階平面図			2 " 系統図	
	3 立面図		○	3 電灯設備各階平面図	
○	4 断面図			4 " 幹線平面図	
	5 軸組図		○	5 " 平面詳細図	
	6 基礎伏図		○	6 " 器具取付詳細図	照明姿図
	7 床伏図			7 電灯設備系統図	
	8 小屋伏図			8 " 集合計器盤	
	9 梁伏図		○	9 " 分電盤	
○	10 天井伏図			10 " 器具取付表	
	11 屋根伏図			11 " 予備電源設備図	
	12 ペントハウス			12 動力配線設備平面図	
○	13 平面詳細図(改修面)			13 " 系統図	
	14 矩計詳細図			14 " 制御盤図	
	15 階段詳細図			15 電話配管各階平面図	
○	16 各部詳細図(改修面)			16 " 系統図	
○	17 室内展開図			17 " 端子盤図	
○	18 建具表		○	18 火災報知器設備各階平面図	必要があれば
	19 構造伏図			19 " 系統図	
	20 床梁及び壁リスト			20 " 機械図	
	21 床板・階段・基礎配筋図			21 放送設備各階平面図	
	22 ラーメン配筋図			22 " 系統図	
	23 ブロック配筋図			23 テレビ聴視設備各階平面図	
	24 防火壁			24 " 系統図	
	25 山留め、水替詳細図			25 " 機器図	
	26 日影図			26 避雷針配線及び取付図	
○	27 仮設計画図		○	27 電鈴設備各階平面図	トイレ呼出
○	28 その他必要な図面			28 " 系統図	
				29 " 機器図	
			○	30 その他必要な図面	



## 6 貸与する図書及び資料

次表のうち○印を付したものを貸与するので、適切な保管に努めること。また、貸与品は、成果品の引渡しの際に、すみやかに返却すること。

	種 類	備 考		種 類	備 考
	1 敷地測量図		○	6 各種設計資料	
○	2 設計計画図書		○	7 基本設計・基本計画	【別紙】参照
	3 地質、地盤調査資料		○	8 既存図面 (CADデータ)	部分的に有り
	4 各種設計基準図		○	9 既存図面 (紙媒体)	
	5 各種標準図			10 既存図面 (BIMデータ)	

## 7 再委託

- (1) 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型作成、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (5) 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手先の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督員に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。



## 8 設計対象建物及び設計概要

設計対象建物及び設計概要は次表による。なお、設計過程において疑義が生じた場合は速やかに監督員へ報告し、その解決を図るものとする。

所在地	①：阿南市上大野町大山田52      ②：海部郡美波町北河内字本村360						
名称	設計概要						
①阿南支援学校 ②阿南支援学校ひわさ分校	<p>(1) 設計概要          &lt;トイレ改修設計業務一式&gt;          ● 次に示す場所（棟）のトイレ改修設計を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">棟名（対象階：工法）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①阿南支援学校</td> <td>● 教室棟 2（1F, 2F：リニューアル） ● 管理棟（1F, 2F：リニューアル）</td> </tr> <tr> <td>②阿南支援学校ひわさ分校</td> <td>● 体育館棟（1F：リニューアル） ● 管理棟（1F, 2F：リニューアル）</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 改修方針及び改修内容については、【別紙】県立学校防災機能強化事業（トイレ改修）設計概要のとおりとする。          ● 改修に伴う法令規制や改修内容等の工事に係る与条件を整理するための書面を作成し、定期的に監督員と協議を行いながら設計を進めること。          ● 詳細設計に取り掛かった後、本工事に係る仮設計画図（機材の搬入出経路図、作業員動線図、仮囲い図等）を早々に作成し、現地にて監督員・施設管理者を交えて確認を行い、同計画の承認を得ること。          ● 改修に伴う仮設工事（仮設電源、仮設給水等）の可否を検討の上、必要に応じ詳細設計に反映すること。          ● 支障物件確認図の作成に当たっては、既存図面（新築・改修）を全て確認し、本工事で損傷する可能性のある電気配管配線・衛生配管等を洗い出し、図面化すると共に、損傷による施設運営への影響範囲を確認し、支障物件周辺における施工条件を図面内に明示すること。また、明らかに本工事の支障となる物件については、先行迂回等の措置が施せるよう図面化すること。</p> <p>(2) 概略工事工程表（参考工程表）の作成          学校運営しながらの改修となることから、これを考慮した参考工程表を作成すること。なお、工程は、建築工事と設備工事の施工順序が緻密に検討されたものであること。また、施設利用者の利便性の低下が最小限となるような工程となるよう改修順序を検討すること。</p> <p>(3) 概算工事費の提示          本改修工事に係る概算工事費をとりまとめ、中間報告会を目途（詳細期限は監督員の指示による）に書面にて報告すること。</p>	棟名（対象階：工法）		①阿南支援学校	● 教室棟 2（1F, 2F：リニューアル） ● 管理棟（1F, 2F：リニューアル）	②阿南支援学校ひわさ分校	● 体育館棟（1F：リニューアル） ● 管理棟（1F, 2F：リニューアル）
棟名（対象階：工法）							
①阿南支援学校	● 教室棟 2（1F, 2F：リニューアル） ● 管理棟（1F, 2F：リニューアル）						
②阿南支援学校ひわさ分校	● 体育館棟（1F：リニューアル） ● 管理棟（1F, 2F：リニューアル）						

## 9 設計委託履行期間等

履行期間      契約書による。

## 10 その他委託上の条件

- (1) この設計の成果物の著作権は、引渡し時より県に帰属するものとし、県において必要に応じ設計内容の変更を行うことができるものとする。
- (2) 工事実施にあたり、設計内容に疑義が生じた場合は、受注者は責任ある回答を行わなければならない。また、当該問題の解決のため現場指導を求められた場合は、担当者を現地に派遣しなければならない。
- (3) 工事実施にあたり、受注者の責めに帰する事由により設計変更の必要が生じたときは、監督員の指示により、受注者において設計変更図書の作成を行わなければならない。

- (4) 建築計画通知書、消防法による諸届及び法令に定められた諸手続きは、受注者において速やかに行うものとし、その内容を監督員へ報告し、必要な協議を行うものとする。
- (5) 構造計算書は、営繕課指定の構造計算書チェックリストにより確認すること。

県立学校施設防災機能強化事業（トイレ改修）設計概要書

1 リニューアル工事

(1) 改修方針（概要）

部位	現況（改修前）	改修後
床	湿式	乾式
壁	タイル又はモルタル仕上 等	不燃メラミン化粧板 等
天井	ボード又はケイカル板張 等	既存同程度
便器	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風便器及び洋風便器（普通便座）</li> <li>壁掛又は床置小便器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洋風便器（温水洗浄付暖房便座又は暖房便座）</li> <li>壁掛小便器（低リップ形）</li> </ul>
照明	蛍光灯	LED照明（人感センサー式）
水栓	手動水栓又は自動水栓	自動水栓（発電タイプ）
洗面	個別又はカウンター式	カウンター式
その他		擬音装置

(2) 改修内容（統一仕様）

部 位	改 修 仕 様
床	<ul style="list-style-type: none"> <li>下地：既存タイル面目荒しの上、コンクリート又はセルフレベルングにより嵩上げ ※床荷重を検討し、上記改修方法が難しいようであれば乾式工法による嵩上げとする。</li> <li>仕上：長尺シート張（厚2mm、消臭・ノンワックス）</li> <li>幅木：外来・職員用 → ステンレス（ABS樹脂、SUS箔HL仕上）又はソフト巾木 生徒用 → 床材巻上げ（高さ60～100mm（アルミ製見切））</li> <li>小便器下部の床には汚垂れ石を設置する。</li> </ul>
壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>下地：仕上材（タイル等）の浮きは部分撤去し、下地調整の上モルタル補修を行う。</li> <li>仕上：メラミン不燃化粧板張</li> <li>前室や廊下取合い部分が塗装の場合は塗替えとする。</li> </ul>
天井	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存天井仕上材及び下地材は全撤去</li> <li>仕上：化粧石膏ボード張（軽鉄下地、廻り縁は底目地） ※天井点検口（原則600角）を（設備工事と調整の上）要所に設置する。 ※既存がケイカル板の場合はケイカル板仕上とする。（法規制がなければボード張で改修することも可とする。）</li> </ul>
トイレブース	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存トイレブース全撤去</li> <li>トイレブース（厚40mm：評価名簿による）新設 ※外来・職員用トイレは全面パネル、生徒用トイレは高さ1,900mmとする。</li> <li>各ブース内には化粧棚（奥行150mm程度）を設置する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>手すり</li> <li>紙巻器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小便器用手すり：外来用トイレに1か所設置（複数便器があっても1か所とする。）</li> <li>大便器用手すり：外来用トイレの全ブースに設置（L型手すりとする。）</li> <li>紙巻器は、棚付2連タイプとする。</li> </ul>
建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口が扉の場合： 生徒用トイレ → 原則既存扉を撤去し「建具なし」に改修する。 外来・職員用及び多目的トイレ → 原則既存建具を撤去し、鋼製軽量建具を新設する。</li> <li>出入口が三方枠の場合： ステンレス製の場合は既存残置とし美装を行う。その他は撤去・新設とする。</li> <li>PS・掃除用具入れの扉： 原則既存建具を撤去し、新設する。（材質は各現場仕様に合わせる。） ※PS扉については、改修後は、人間がスムーズに入れる大きさの扉になるよう検討する。</li> </ul>
便器（便座）	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風便器撤去・開口部補強（補強方法は協議による）、洋風便器撤去、小便器撤去 ※機能改善加速化事業で設置した便器（便座）は再利用とする。 ※既存便座が温水洗浄式暖房便座又は暖房便座の場合は状態により「取外し→管理者引渡し」とする。）</li> <li>洋風便器新設（外来・職員用トイレは温水洗浄式暖房便座、生徒用トイレは暖房便座とする。） ※温水洗浄式暖房便座は擬音装置付、暖房便座は擬音装置を別置（電源タイプ）する。</li> <li>新設小便器は自動洗浄式（低リップ形）とする。</li> </ul>

部 位	改 修 仕 様
水栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存単水栓撤去，自動水栓（発電タイプ）新設</li> <li>※機能改善加速化事業で設置した自動水栓は再利用とし，それ以外の自動水栓は状態により「取外し→管理者引渡し」とする。</li> </ul>
洗面器	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存洗面器，洗面カウンター撤去</li> <li>● 洗面カウンター新設（下部棚無しとする。また，洗面器はベッセル式又はセルフリミング式（水石けん入れ無し）を基本とするが，機能改善加速化事業で設置した自動水栓がある場合は，これが再使用可能な器具を選定するものとする。）</li> <li>● 屋外トイレは独立した洗面器（L410程度）とする。</li> <li>● 既存洗面器，洗面カウンター撤去</li> </ul>
化粧鏡	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 洗面カウンター幅に合わせたサイズで新設（切板（洗面器数に合わせる），壁直付，端部フロスト加工）</li> <li>● 屋外トイレは既製の化粧鏡（450×600程度）とする。</li> </ul>
掃除流し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存掃除流し（水栓共）撤去の上，掃除流し（水栓共）新設</li> <li>※トイレ内の掃除流しは改修後は1フロアに1か所とし，トイレ内に掃除流しが設けられない場合は洗面カウンター下部に水栓を設置する若しくはトイレの外に水栓（廊下の手洗場等）があればそれを掃除用水栓に取替えるものとする。</li> </ul>
給排水管	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 給水管：縦管・横引管共，撤去・新設とする。</li> <li>※縦管は状態により残置でも構わないものとする。</li> <li>※更新後の管材：給水は耐衝撃性硬質塩ビ管，排水・通気は硬質塩ビ管又は耐火二層管とする。</li> </ul>
照明器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存照明器具撤去</li> <li>※既存がLED器具の場合は状態により「取外し→管理者引渡し」とする。</li> <li>● LEDダウンライト新設（人感センサー制御）</li> <li>※トイレ外にある掃除流し室の照明器具も更新対象とする。</li> <li>※屋外トイレは現行の器具形式に合わせたLED器具とする。</li> </ul>
換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存換気設備の仕様に合わせ撤去・新設（電源は照明連動制御とする。）</li> <li>※窓付換気扇は天井扇への置換えを検討する。”</li> </ul>
多目的トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 床・壁・天井・照明は一般トイレに準じて改修する。</li> <li>● 新設衛生器具は，原則ユニット形式（TOTOの場合：多機能トイレパック）とする。</li> <li>※ユニットの内訳は(3)-②の条件による。</li> <li>※洋風便器（温水洗浄式暖房便座），手すり，手洗器，自動水栓（温水），化粧鏡，オストメイト対応トイレパック（又はパウチ・しびん洗浄栓），フィッティングボード，非常呼出ボタン（表示灯・復旧ボタン共）</li> </ul>

### (3) その他諸条件

- ① 改修後の仕上が既存の仕上を下回る（明らかにグレードが下がる）場合は，既存の仕上を踏襲し改修するものとする。
- ② 各階に設置された多目的トイレも改修の対象とする。改修プラン（利用者想定）は「車椅子」とする。なお，校舎の主出入口に最も近い多目的トイレは「車椅子+オストメイト」とする。）
- ③ (2) 統一仕様を遵守しつつ，学校毎の要望事項を無理のない範囲で取入れた形で改修する。
- ④ 工事完成後の維持管理に配慮し，仕上材及び衛生器具等の機器の仕様は（施設毎の要望に対するものは除き）全ての学校で統一する。
- ⑤ 工事区分（設計区分）は次のとおりとする。なお，納まり等によりこれにより難しい場合は，別途監督員と協議の上決定する。

#### <建築工事>

- 洗面カウンター撤去（一体型洗面器含む・水栓等付属品含む），新設（洗面器・自動水栓含む）
- 新設天井付器具（照明・換気設備）の開口部補強 ● ライニング・ブースの器具取付部分の補強
- 和風便器撤去（便器撤去後の床開口補強含む） ● 手すり撤去・新設（材工共，※多目的トイレは撤去のみ）
- フィッティングボード新設（単独設置の場合のみ）

#### <設備工事>

- 撤去：和風便器・洗面カウンター（給排水管のみ），洋風便器，独立洗面器（水栓共），電気設備（配線・器具類） ● 新設洗面器への給排水管接続（器具設置は建築工事） ● 天井付器具の開口（照明・換気設備）
- 配管（床）貫通部のスリーブ入 ● 多機能トイレパック新設（化粧鏡共）

## 2 リモデル工事

### (1) 改修方針（概要）

部位	現況（改修前）	改修後
便器	和風便器	洋風便器（温水洗浄付暖房便座又は普通便座）
その他		

### (2) 改修内容（統一仕様）

部 位	改 修 仕 様
便器（便座）	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風便器撤去，洋風便器新設</li> <li>※改修方法は，和洋リモデル工法（TOTO）又は和洋改修工法（LIXIL）による。</li> <li>※便座は，外来・職員用トイレが温水洗浄式暖房便座（擬音装置付），生徒用トイレは普通便座とする。</li> </ul>
トイレブース	<ul style="list-style-type: none"> <li>便器改修に伴い，既存ブース（扉）の開き勝手変更程度とする。</li> <li>※洋風便器の配置，便器数の減少等で既存ブースの割付が変更（全面更新）になる場合もある。</li> <li>※トイレブースを更新する場合の仕様は「<b>1 リニューアル工事</b>」に準ずる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>手すり</li> <li>紙巻器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大便器用手すり：現況設置されている場合は，取外し移設再取付とする。</li> <li>紙巻器：取外し移設再取付とする。ただし，破損している場合は撤去・新設とする。</li> </ul>

## 3 リモデル+工事

### (1) 改修方針（概要）

部位	現況（改修前）	改修後
床	湿式	部分補修及び洗浄
壁	タイル又はモルタル仕上 等	現況の部分補修程度
天井	ボード又はケイカル板張 等	現況の部分補修程度
便器	和風便器及び洋風便器（普通便座）	洋風便器（温水洗浄付暖房便座又は普通便座）
照明	蛍光灯	LED照明（人感センサー式）
水栓	手動水栓又は自動水栓	現状維持
洗面	個別又はカウンター式	現状維持
トイレブース		破損等がある場合は全て更新
その他		

### (2) 改修内容（統一仕様）

部 位	改 修 仕 様
床	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕上材に欠損がある場合は，部分補修を行う。</li> <li>汚れが酷い場合は，溶剤洗浄を行う。</li> </ul>
壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕上材（タイル等）の浮きは部分撤去し，同程度の材料に張替える。</li> <li>タイル仕上で汚れが酷い場合は，溶剤洗浄を行う。</li> <li>塗装仕上で汚れが酷い場合は，既存同等程度の仕様で塗替える。</li> </ul>
天井	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕上材に欠損がある場合は，既存同等の仕様で部分補修する。</li> <li>仕上材の汚れが酷い場合は，塗装改修（EP塗装程度）を行う。</li> </ul>
トイレブース	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存トイレブースに破損等がある場合は，全撤去・新設とする。</li> <li>撤去新設する場合のトイレブースの仕様は次のとおりとする。</li> <li>屋内 → メラミン化粧板（厚40mm：評価名簿による）</li> <li>屋外 → メラミン樹脂積層板又はフェノール樹脂板（厚：16mm：評価名簿による）</li> <li>※外来・職員用トイレは全面パネル，生徒用トイレは高さ1,900mmとする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>手すり</li> <li>紙巻器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すり：原則現状維持とし，破損等がある場合は更新（樹脂被覆タイプ）とする。</li> <li>紙巻器：原則現状維持とし，破損等がある場合は交換とする。</li> <li>※全数交換になる場合は棚付2連タイプ，全数以外は既存同等品とする。</li> </ul>

部 位	改 修 仕 様
建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出入口扉，出入口三方枠，P S扉等の建具は，原則現状維持とし，美装を行う。</li> <li>● 既存建具に破損等がある場合は，最小限の改修（表面材の交換，塗装改修程度）を施す。</li> </ul>
便器（便座）	<p>改修内容・仕様は「<b>2 リモデル工事</b>」に準ずる。</p> <p>※便座は，外来・職員用トイレが温水洗浄式暖房便座（擬音装置付），生徒用トイレは普通便座を基本とする。ただし，施設管理者の強い要望があれば，生徒用トイレは暖房便座としてよい。</p>
照明器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存照明器具撤去</li> <li>● ※既存がL E D器具の場合は状態により「取外し→管理者引渡し」とする。</li> <li>● 新設L E D器具の形式は現行の器具形式に合わせる。（人感センサー制御）</li> <li>● ※トイレ外にある掃除流し室の照明器具は更新対象外とする。</li> </ul>
換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則現状維持とし，機器の電源は照明連動制御に改修する。</li> <li>● 故障等により更新が必要な場合の仕様は「<b>1 リニューアル工事</b>」に準ずる。</li> </ul>

### (3) その他諸条件

- ① 便器改修以外の改修部位については，機能回復程度の改修を目指すものとする。
- ② (1) 改修方針にて「現状維持」としている部位についても，明らかな機能不全が認められる場合は，監督員と協議の上，改修を検討する。
- ③ 改修（補修）する場合の工事区分（設計区分）については，「**1 リニューアル工事**」に準ずる。

凡 例

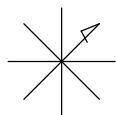
建 物

- 未 未とりこわし建物
- 危 危険建物
- 借 借用建物
- 一時 一時使用建物
- 他 他の施設
- 屋外 屋外教育環境整備  
事業によるもの
- サ 産業教育実習施設

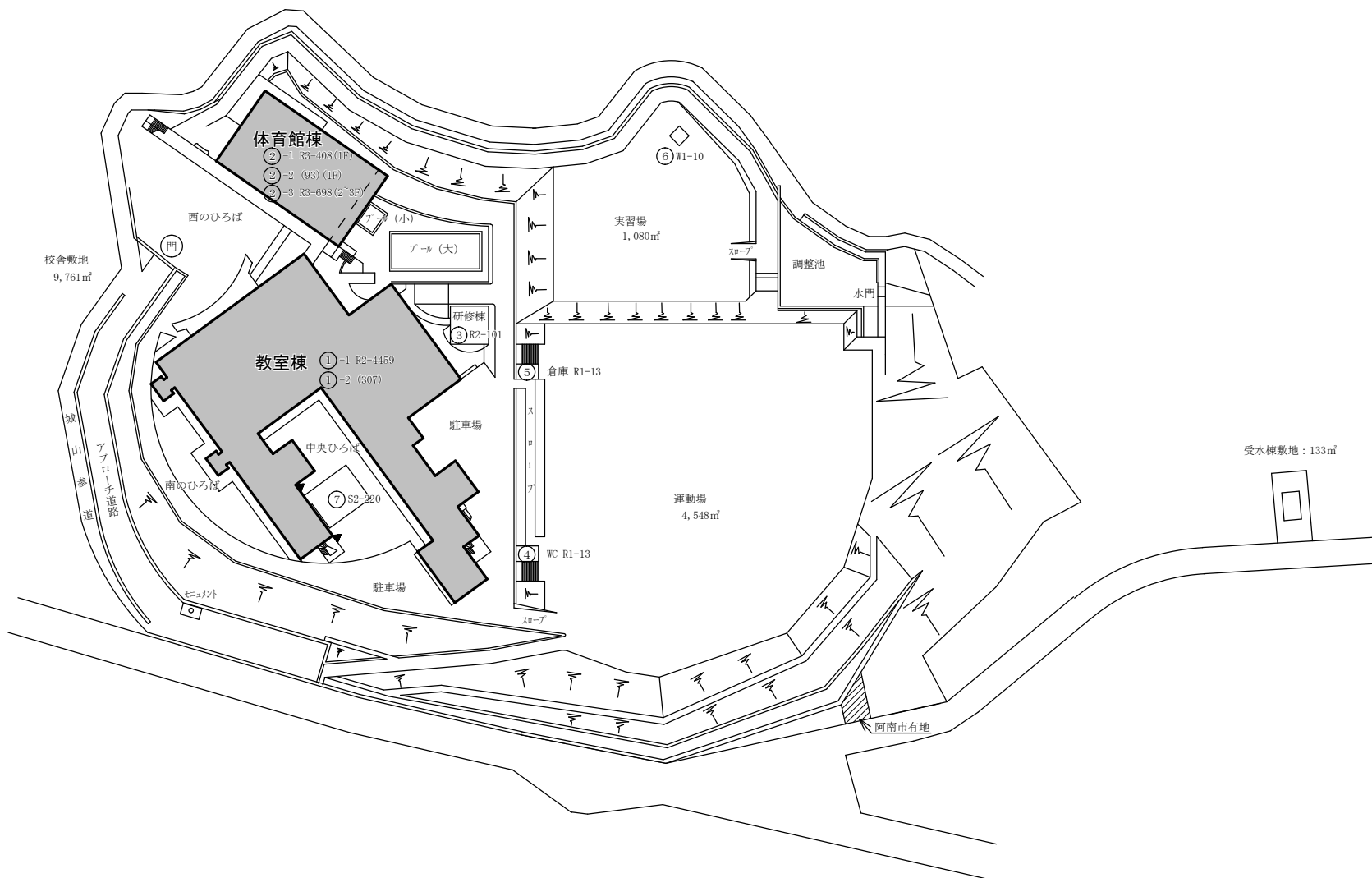
建物以外の  
工 作 物

- 自 自転車置場
- 倉 倉庫
- 吹 吹抜の渡廊下
- 温 温室
- 換 相換場
- 簡 簡易な小規模  
構造物
- 門 正門、通用門
- キ キュービクル
- 焼 焼却炉
- 受 受水槽
- 排 排水処理施設
- ブ プロパン庫
- ボ ボンプ室
- フ フェンス
- ブ ブロック塀
- ネ 防球ネット
- コン コンクリート擁壁
- バ バックネット
- 側 側溝
- 掲 国旗掲揚台
- 橋 橋梁

方 位



(北に矢印を付す)



■ : 設計対象建物



【阿南支援学校】

